

根室市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業

外国人技能実習生等出入国臨時支援金のお知らせ

1. 目的	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、海外から外国人技能実習生等の受入等を行う事業所にあたっては、国の水際対策に対応するため、出入国に要する費用負担が増大していることから、受入事業所の負担軽減を図ることを目的に、臨時的な支援措置として支援金を交付します。
2. 支援金対象者	以下の全てを満たすもの ①根室市内に主たる事務所及び工場等を有していること。 ②根室市内において外国人技能実習生等を雇用している事業者であること。 ③暴力団等に関与していないこと。
3. 支援対象要件	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに日本に入国又は日本から出国する外国人技能実習生等の受入等を行う事業者。 (注) 本支援金の外国人技能実習生等とは、以下のいずれかに該当する在留資格を有するものとなります。 ①特定技能 ②技能実習 ③特定活動(技能実習の在留資格から特定活動の在留資格への変更の許可を受けた者に限ります)
4. 支援金額	日本に出入国する外国人技能実習生等1人につき3万円を給付します。
5. 申請方法 (必要書類)	①根室市外国人技能実習生等出入国臨時支援金給付申請書(指定様式) ②外国人技能実習生等名簿兼申請内訳書(指定様式) ③外国人技能実習生等の在留資格及び出入国を証する書類 【入国の場合】在留カードの写し、パスポートスタンプ(証印)ページの写し 【出国の場合】在留カードの写し、航空チケットの写し ④申請者が根室市内において雇用をした外国人技能実習生等であることを証する書類(雇用契約書の写し、技能実習計画認定通知書の写し) ⑤振込先口座の通帳の写し(振込先名義、振込先口座番号が確認できるもの)
6. 申請受付期間	令和3年4月19日から令和4年3月31日まで
7. 申請・問合せ先	【送付先】 〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地 根室市役所商工労働観光課 宛 ※申請書類に不備等がある場合は、ご連絡させていただきます。 【お問合せ先】 根室市役所商工労働観光課 TEL 0153-23-6111(内線2271、2272) (受付時間:午前8時50分~午後5時20分 ※土日祝日除く)